一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県苫田郡鏡野町箱字上小沢三〇一の二、字ヤナガ谷三〇四の二、三〇五の二、字合多三〇七の二、字悪谷三四八、三四九、字狸穴三五〇の一、三五〇の二、字段ノ谷三六七の二、字赤谷三七四の二、三七四の一九から三七四の二一まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年三月七日
国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地の表示
上平西沢
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県藤岡市上日野字上平
乙二五八番　一号及び三号
乙二五七番一　二号
丙二三三番一　四号
乙二六〇番　五号
甲二六〇番　六号及び七号
乙二六八番　八号及び九号

○国土交通省告示第二百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年三月七日
国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
城下川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県多可郡多可町八千代区中野間字門下
二七五番二〇及び二七五番二一
二七五番二三から二七五番二八まで
二七五番二九二から二七五番二九六まで
二七五番三〇〇
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県多可郡多可町八千代区中野間字門下
二七五番一五　一号
二七五番三〇〇　二号
二七五番二九七　三号
二七五番二九八　四号
二七五番二九四　五号及び六号
二七五番二一　七号及び八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
木生谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十二年建設省告示第七百四号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県赤穂市木生谷
字奥　全筆
字玉越　二八番一九
二九四番三
二九五番
二九五番二
二九六番
二九六番一
二九七番一
二九七番三
二九八番二及び二九八番三
三〇五番一から三〇五番三まで
三〇六番一から三〇六番三まで
三〇七番及び三〇八番
三〇八番一及び三〇八番二
三〇九番から三一一番まで
三三五番から三五五番まで
三五五番一及び三五五番二
三五六番
三五七番一から三五七番四まで
三五八番一から三五八番四まで
三五九番から三六二番まで
三六三番一及び三六三番二
三六三番二の一
三六三番二〇
三六六番及び三六七番
三六九番から三七一番まで
三七三番二
三七五番から三七八番まで
三七九番一から三七九番三まで
三八〇番及び三八一番
三八二番一及び三八二番二
三八三番一から三八三番三まで
三八四番
三八四番一
三八五番
三八五番一及び三八五番二
三八六番
三八六番一
三八七番から三九〇番まで
三九一番一から三九一番三まで
三九二番
三九三番一及び三九三番二
三九四番
三九五番一及び三九五番二
三九六番一及び三九六番二
三九七番一及び三九七番二
三九八番及び三九九番
四〇〇番三及び四〇〇番四
四〇一番三及び四〇一番四
四三二番二
四三三番三
四四〇番三
四四二番二
四四四番
四四五番二
四四五番四及び四四五番五
四四六番二及び四四六番三
四四七番一及び四四七番二
四四八番二
四五〇番二
四七三番二
四七四番二及び四七四番三
五一四番二
五一五番
五一五番一
五三七番三及び五三七番四
五三九番二
五九四番二及び五九四番三
五九六番三
五九七番二及び五九七番三
六〇〇番二及び六〇〇番三
六〇一番二
六〇五番三及び六〇五番四
岩戸台谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県洲本市安乎町平安浦
字湊谷　五三番から七〇番まで
七〇番一
七一番から八四番まで
字五別当　一八一番一及び一八一番二
一八二番
一八二番一から一八二番三まで

○国土交通省告示第二百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年三月七日
国土交通大臣　大畠　章宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一の滝川左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第七百二十四号で指定した土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第二百五号で指定した土地の区域を除く。）